

「法意識」と「相手意識」両輪からねらいにせまる著作権教育 ～ “守らなければならない著作権” から “守りたい著作権” にするために～

石川県金沢市立小坂小学校 教諭 山口 眞希

1. はじめに

学習指導要領解説総則編によると、「情報モラル」とは「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」であり、その具体として「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」が挙げられている。

最新の通信利用動向調査（総務省 2011）によるとインターネット利用者数は9,610万人、人口普及率は79.1%にのぼる。6歳から12歳までの利用率は61.6%と減少傾向にあるとはいえ、13歳から19歳までは96.4%と大変高く、早い時期からの情報モラル教育の必要性を痛感している。

インターネットをはじめとして、多様なメディアが存在する情報社会であるが、その情報の向こう側には必ず「人」の存在がある。情報の信憑性を自らが判断できる能力を身につけるには、送り手がどんな意図でその情報を発信しているのかを考える力も必要である。これらの力を育むためにも著作権に関わる教育は小学校段階でも大変重要な役割を持っていると言えよう。

しかし「著作権」と聞くと著作権法のイメージがあり、「法律に定められているから守らなければならない」という意識になりがちである。そこで、法で定められているから「守らなければならない」という考え方だけではなく、“著作権を守ることは人や文化を大切にすること”だから「守りたい」という価値感を子どもたちに持たせたいと考えた。そこで「法」とともに情報の向こう側にいる「相手」を意識した著作権授業をめざし実践を行った。

2. 児童の実態

授業クラスである6学年3組の児童40名に、インターネット利用や著作権にかかわるアンケートをとったところ、クラスの4分の1が携帯電話を所持していた。家にコンピューターがあり、日常的にインターネットを使用している児童は40人中30人。多くの児童はインターネットを気軽に使用できる環境にある。著作権という言葉はほとんどの児童が耳にしたことはあるが、具体的にどんなものに適用されるかはほんの一部しか知らない。実際10人の児童が、CDをコピーして他の人に配った経験があると答えていた。

3. 授業実施のための視点

「守らなければならない著作権」から「守りたい著作権」にするために、次の2点を意識して授業を設計した。

(1) 「法意識」と「相手意識」の両輪からねらいに迫る授業展開

著作権法の順守だけでなく、作り手の想いに焦点をあてて授業を展開する。そうすることで、これからの生活において著作権を意識し、自分が行動する時の判断基準として「この行為をしたら相手がどう思うか」と立ち止まって考えられる素地を作れるのではないかと考えた。

(2) 著作権法を守ることは文化を守ることに気付かせる授業展開

著作権をより身近なものとして考えるため、児童アンケートの結果をもとにCDの違法コピーに

ついて取り上げる。その際、日本レコード協会が提唱する「Happy Music Cycle」(資料3)を使い、自分たちのもとに音楽が届くまでには、たくさんの人のつながりがあることを示す。違法コピーを続けることでこのつながりが途切れてしまうことを押さえ、著作権を守ることは音楽文化を守ることだと気付かせる。著作権を守ることはみんなが幸せになる素敵なことだという前向きな捉え方ができると考えた。

4. 単元構成 (総時数 3 時間)

ねらい	児童の意識や活動	指導◇ 評価◎
著作権法について理解する①	<p><人の文章、勝手に使ってもいい?></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国語で意見文を書いたときに集めた事例は、どこから収集したの? <ul style="list-style-type: none"> ・本だよ ・インターネットからも集めたよ ○意見文の中に書いた本やインターネットのデータ、文章は、自分で考えた文章と区別がついているかな <p>引用した情報は、自分の考えた文章と区別し、その出所をはっきりさせなければならない。人が書いた文章は著作権法で守られている。</p>	<p>◇出所を知ること、情報の信憑性が増すことを既習から想起させる。</p> <p>◎自分の意見文で使用した情報が引用か参考かの区別をつけることができる(発言・ワークシート)</p>
著作物を使うときのマナーについて考える①	<p><人の作品を自分のHPにのせてもいい?></p> <ul style="list-style-type: none"> ○人のHPからその人がとった写真を、許可なく自分のHPにのせてもいいのかな ・いいよ。HPにのせているということは、「ご自由に」という意味だと思うよ。 ・いけないよ。勝手に使ったら怒られるよ ○自分の作品を勝手に使われたらどう思うかな ・いやな気持ちになる・一生懸命作ったのに悲しい ○エフミはどうすればよかったのかな ・許可をもらえば良かった・自分で星の写真をとればよかった <p>自分や人が作った作品には著作権があるので、無断で使用することは、特別な場合を除き著作権法違反になる。作った人も無断で使用されたら嫌な思いをする。</p>	<p>●使用教材「情報モラルNavi」(ベネッセ)</p> <p>◇日常生活に置き換えて、人の物を使わせてもらう時はどうするか考えさせる</p> <p>◇私的使用のための複製、授業中の利用までなら許可を得なくていいことを知らせる</p> <p>◎著作物を使う時のルールとマナーについて考えている(発言・ワークシート)</p>
音楽にも著作権があることを理解する①	<p><CDをコピーしてあげてもいい?></p> <ul style="list-style-type: none"> ○買ったCDをコピーしてあげてもいいのかな ・自分で買ったのだから、好きに使っていいと思う ・みんなにコピーしてあげたらCDが売れなくなるからだめだと思う ○CDをコピーする人が増えると、だれが困るのかな ・CDが売れなくなるから、CD屋さん ・曲を作った人にもお金が入らない ・もう新しい音楽が生まれないかもしれない <p>音楽にも著作権がある。私たちが音楽を楽しむには、音楽をつくる人たちの権利や思いを大切にしなければならない。違法コピーはしてはいけない。</p>	<p>●使用教材 ゆず HP JASRAC、日本レコード協会資料、Respect Our Music キャンペーンチラシ</p> <p>◇創作者の立場にたって考えられるように、資料を提示する。</p> <p>◎創作者の立場から違法コピーはマナー違反であることを理解している</p>

5. 授業の実際

ここでは3時間目の事例を紹介する。対象は小坂小学校6年3組40名である。

この授業では音楽CDをコピーしてあげていいか、討論形式で考えさせた。本時のねらいは、音楽にも著作権があり、無断で公開したりコピーしたりすることは著作権法違反であるとともに作り手の思いを大切にしていないことに気付かせることである。

(1) アーティスト ゆずの思いにふれる

作り手の思いや願いを知るため、子どもたちに人気のある“ゆず”の「Hey和」という曲を聴かせ

るところから授業をスタートした。「先生は聞けば聞くほど歌詞や曲が好きになったんだ。どんな気持ちでゆずさんが曲を作ったか調べてみたよ」と言い、電子黒板でゆずの公式HP (<http://www.senha-yuzu.jp/special/heywa/index.html>) に掲載されているメッセージを見せ、そこから抜粋して子どもたちに読んで聞かせた。このメッセージから、ゆずが平和への願いをこめて作曲したことや、大きな覚悟を持って曲を作りあげたことを確認した。

資料1 ゆずオフィシャル HP より抜粋したメッセージ →

セネガルに行ったときに、「ジャムレック」という挨拶の言葉に出会いました。それは「平和さえあればいいじゃん」という意味でした。世界平和というような大きなテーマではなく、日常の中にある当たり前のことの大切さを平和のメッセージとして歌えないかと考えました。

そして、「音の力」というか、音と言葉が重なることで、カづけられたり、勇気づけられたり。より広くたくさんの人に届けたくて「Hey和」というフレーズにしました。

平和をテーマにするのは勇気もいるし、責任のいることで自分が歌っているのだからと悩みました。でも自分の中でわかあがってくる「伝えたい！」という想いを押さえてはいけないなとおもい、「この歌をつくりあげるぞ！」と覚悟を持ってつくりました。

僕らの歌が、常に消えずに心の中にあるともしびのような存在になったらうれしいです。

(2) 討論 ～CDをコピーしてあげてもいい? いけない?～



資料2 自作スライド

ゆずの想いを押さえたあと、Power pointで自作したスライド(資料2)を見せた。この曲を大好きな主人公が親友にCDをコピーさせてと頼まれる場面である。そこで「CDをコピーしてあげてもいいのか?」と課題を投げかけ、ワークシートに考えを書かせた。ワークシートに書かせることで自分の立場をはっきりさせるとともに、授業後に児童自身も自らの考えの変容を意識化できると考えたからだ。

大多数の意見(30人)がコピーしてあげては「いけない」という意見であった。理由として出されたのは以下のような考えである。

- コピーしてもよい
- ・ゆずはこの歌を多くの人に伝えたいと言っているからどんどんあげればいい
 - ・親友にあげれば仲良くなる
 - ・自分もコピーして友達にあげている

- コピーしてはいけない
- ・みんながコピーしたらCDが売れなくなる
 - ・ゆずさんに著作権があるからダメ
 - ・曲を盗んだことと同じことだから
 - ・CDを売るお店や会社が困る

討論の中で、子どもたちの考えが一番揺れていたのは「コピーしてあげればこの歌が多くの人に伝わる、でもコピーしてあげたらCDが売れなくなる」という矛盾である。そこで教師側から前時までの学習を想起させ、絵や文章と同じように音楽にも著作権があることを伝えた。

(3) 著作権法で守られているものは?

創作者の存在に気付かせるため、「著作権を守らないことでだれが困るのだろう」と問うた。子どもたちの発言を整理し「CDを売る人」「CDをつくる人」「音楽をつくる人」と板書で位置付けた。さらに、違法コピーが増え続け音楽をつくる人やCDをつくる人がいなくなったら、自分たちも音楽を楽しめなくなる、生活から音楽が消えてしまう。つまり「CDを買う人」である自分たちも困ることになると押さえた(写真1)。



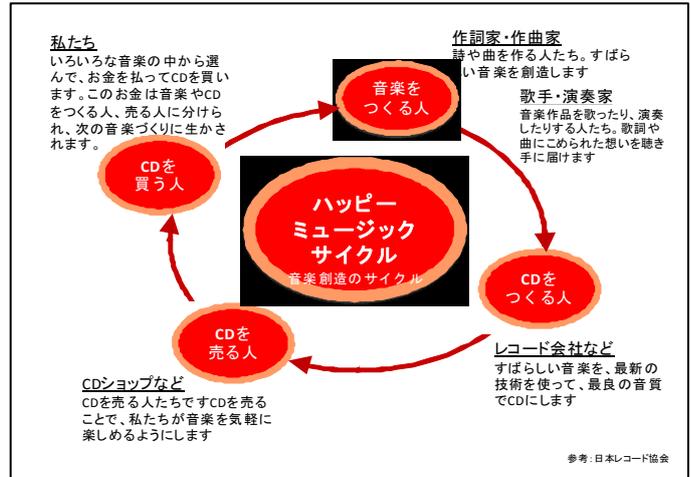
写真1 板書に位置付け

この場面では以下の2つの資料を活用した。

①「Happy Music Cycle」(参考：日本レコード協会・資料3)

この図で気付かせたかったことは、

- ・たくさんの方が著作権法に守られていること、自分も守られていること
 - ・音楽創造のサイクルを守ることは、音楽文化を守る素敵な行為であること
- だ。つながっている輪の矢印が切れると新しい音楽が生まれないとわかった子どもたちは「好きな歌手が引退するかも・・・」「もう聞けなくなったら嫌だ・・・」とつぶやいていた。



資料3 Happy Music Cycle

②「Respect Our Music キャンペーン」

ポスター (日本レコード協会・写真2・3)

このチラシには「私たちの音楽を大切に聴いて下さい」のキャッチコピーとともに、運動に賛同する多くのアーティストの名前が書かれている。子どもたちにこのポスターを提示したところ「あ、私の好きな歌手の名前もある!」「知っている人ばかり!」「海外のアーティストもいる!」と食い入るようにポスターを見つめていた。このポスターから、自分の好きな歌手たちも音楽を大切にしてほしいと願っていると気づき、より身近な問題として考えることができた。



写真2 ポスターを見て驚く子どもたち



写真3 Respect Our Music キャンペーンポスター提示

(4) これからの生き方につなげる

終末には、著作権法で守られている人たちが自分を含めてたくさんいること、著作権を守ることは、作り手自身とその想いを大切にすること、そうすることで音楽文化を守れることを押さえ学習を終えた。著作権を守ると、素敵なことがたくさんあるんだよという教師の言葉に「そうだね」と納得していた。以下子どもたちの感想である。

- ・この学習をするまでは、CD をコピーしてあげてもいいと思っていた。しかも自分もコピーしたことがあった。自分の行動は、自分の好きな歌手を傷つけることだとわかった。これからも音楽を楽しみたいし、自分の好きな歌手の歌をこれからも聞きたいから著作権を守っていききたい。
- ・ハッピーミュージックサイクルの輪が切れていくのを見て怖くなった。自分がしていたことで困る人が大勢いた。「自分くらいはいい」という思いが文化をなくしていくかもしれない。
- ・著作権法は自分を守ってくれるものだとわかって安心した。自分の好きな歌手の名前がポスターにあって、大切にしてほしいという気持ちを感じた。
- ・ゆずさんのメッセージを見て、すごく想いをこめて曲を作っていることがわかった。きっと他の人の曲にもその人の想いがこめられていると思う。つくった人の想いや、一生懸命売っている人の想いも大切にしたい。だから音楽だけでなくいろいろな物の著作権を守っていききたい。

6. 実践の成果と今後の課題

(1) 成果

法で禁止されるからという動機でなく、多くのものを守れるという前向きな動機から著作権を考えてほしいという教師のこだわりのもと、法意識だけでなく作り手の想いに寄り添いながら授業を展開した結果、ふり返りの記述、授業中の児童の反応から、制作物の裏にいる多くの人への相手意識を高めることができたと考える。また、子どもたちに身近なゆずの曲と想いを素材として選んだことによって、曲を通して多くの人へ平和の願いを広めたい作り手の想いと、だからと言ってコピーして配るのはよいのか？という考えの間で葛藤が起きた。この葛藤について児童同士さまざまな意見を述べ合うことで、自分はどの立場なのか、自分だったらどうするのかを考えることができた。

アンケートをもとに児童に身近な事例を出すこと、児童がよく知っているアーティストを素材にすること、教え込みではなく討論形式で考えさせるという授業デザインをしたことによって、一人ひとりが自分の問題として著作権を捉えることができたと考える。

(2) 今後の課題

Happy Music Cycle で音楽に関わる多くの人のつながりを示し、著作権法によって守られていることを意識化させることができた。しかし教師のもう一つのこだわりであった、“著作権を守ることは文化を守ること”という点においては、十分に実感させることができなかった。「文化」という概念が子どもたちの中には存在しにくいものであるがゆえ、実感が難しかったと思われる。自分たちの行動が文化を守っていくという意識を子どもたちに持たせる授業デザインについて、今後検討しなければならない。

また著作権法について、授業中の児童の発言にも見られたように「レンタルしてきた CD をコピーするのは良いのか?」「家族にあげるのは良いのか?」など、日常のあらゆる場面で疑問が生まれるであろう。新しく得た知識を活用する場面を授業の中に取り入れていくことも、実践力を養うという点では必要であった。

今後はこの実践で得られた知見を生かし、情報モラル教育をどの学年・どの教科で実施するのかを総合的に検討し、本校の年間指導計画の完成に向け尽力したい。